

令和4年度

特別支援教育

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号	●	●	●	●	●	氏 名	
----------	---	---	---	---	---	--------	--

(特別 1)

【問1】 次の各法令に即して、(①) ~ (⑨) に当てはまる語句を書きなさい。

学校教育法

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の(①)に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な(②)又は援助を行うよう努めるものとする。

学校教育法施行規則

第三百三十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の(③)を生かした特別の(④)を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の(④)について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な(⑤)がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

障害者基本法

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と(⑥)に教育を受けられるよう(⑤)しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

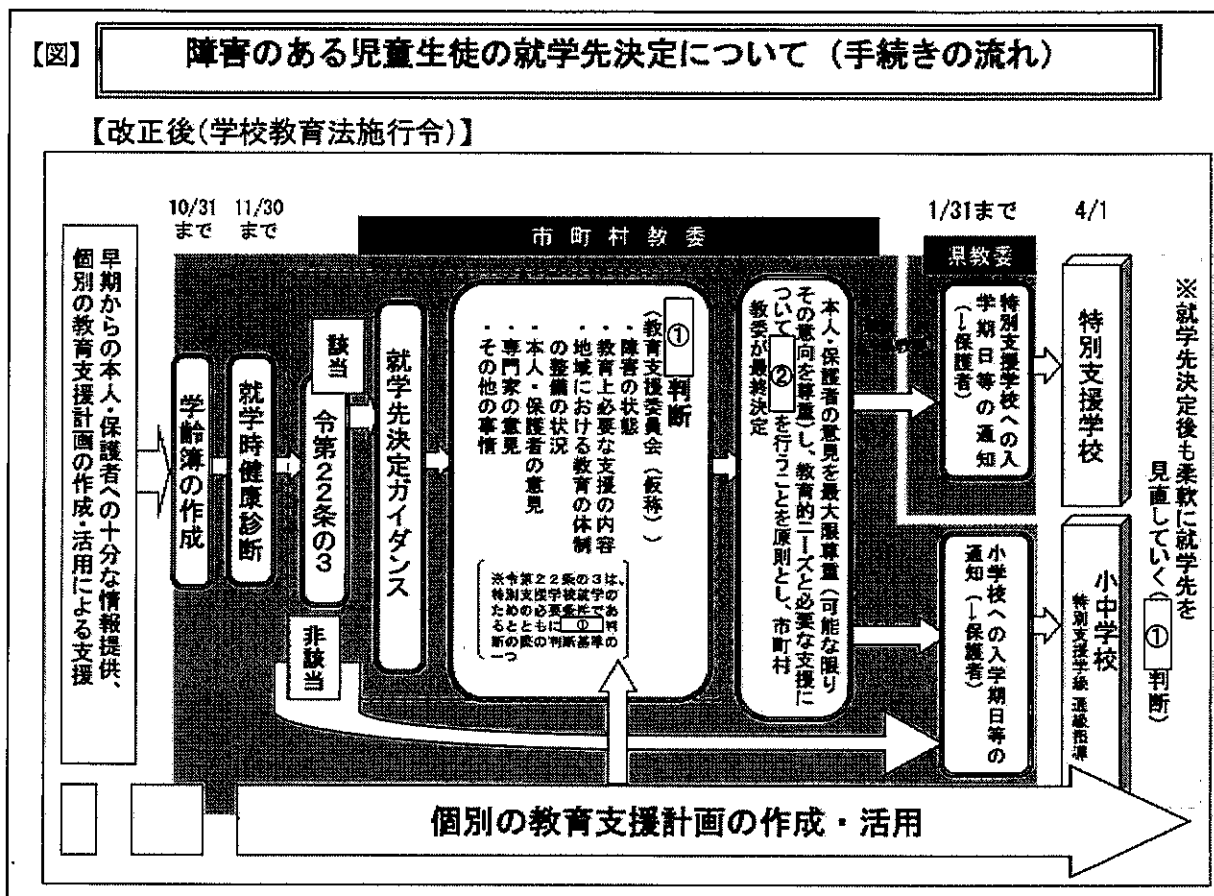
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な(⑦)の提供を行うとともに、可能な限りその意向を(⑧)しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との(⑨)及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

【問2】 以下の問いに答えなさい。

(1) 次の【表】は、学校教育法施行令第二十二條の三及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日、25文科初第756号)に示されている特別支援学校や特別支援学級の対象となる障がい者の区分、種類、程度の一部である。これらに即して、(①) ~ (⑥) に当てはまる語句を下の語群から選び、ア~セの記号で答えなさい。

【語群】	ア 補聴器	イ 拡大図書	ウ 眼鏡	エ 三〇	オ 六〇	カ 〇・六	キ 〇・三
	ク 頻繁	ケ 人工内耳	コ 拡大鏡	サ 一部	シ 拡声器	ス 直接的	セ 間接的

(2) 次の【図】は、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）の参考資料の一部である。図中の ①，② に当てはまる語句を書きなさい。



【問3】 以下の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、「特別支援学校高等部学習指導要領」（平成31年2月 告示）の「第1章 総則 第2節 教育課程の編成」の一部である。これに即して、(①) ～ (③) に当てはまる語句を書きなさい。

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (①) 教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵(かん)養を目指した教育の充実に努めること。

学校における (①) 教育は，人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に努めるものとし，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。），総合的な (②) の時間，特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。）において，また，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，第3章に掲げる特別の教科である (①) （以下「(①) 科」という。）を要として，各教科，総合的な (②) の時間，特別活動及び自立活動において，それぞれの (③) に応じて，適切な指導を行うこと。

(特別 3)

(2) 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)の「第4章 第2節 3 (3) 各教科等を合わせて指導を行う場合」の一部である。これに即して、(①)～(④)に当てはまる語句を書きなさい。

【各教科等を合わせた指導の特徴と留意点】

ア (略)

イ (略)

ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・(①)的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、(②)に各教科等の目標や内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。

また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、(③)を取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開している学校がある。どちらの場合でも、個々の児童生徒の自立と社会参加を視野に入れ、(④)に基づき、計画・実施することが大切である。

【問4】 以下の問いに答えなさい。

(1) 次の【表】は、全国の特別支援学校高等部(本科)の卒業生(平成31年3月卒業生)の就職状況についてまとめたものである。表中の①～④に入る職業の区分を下の語群から選び、ア～エの記号で答えなさい。

令和元年度 特別支援教育資料(令和2年9月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)より作成

【語群】 ア サービス職業従事者 イ 専門的・技術的職業従事者 ウ 事務従事者 エ 生産工程従事者

(2) 次の文は、「放課後等デイサービスガイドライン」(平成27年4月1日 厚生労働省 障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 報告書)の「2 設置者・管理者向けガイドライン (1) ④関係機関・団体や保護者との連携」の一部である。これに即して、(①)、(②)に当てはまる語句を下の語群から選び、a～eの記号で答えなさい。

ア (略)

イ 学校との連携

(略)

○ (①)や行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認、引継ぎの項目等、学校との間で情報を共有しておく必要がある。

(略)

○ 学校との間で相互の役割の理解を深めるため、

(ア) 保護者の同意を得た上で、学校に配置されている外部との関係機関・団体との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等から(②)等についての情報提供を受けるとともに、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を特別支援教育コーディネーター等へ提供する。

【語群】 a 個別の指導計画 b 学校運営計画 c 年間計画 d 個別の教育支援計画 e 単元計画

〔問5〕 以下の問いに答えなさい。

(1) 次の①～③に該当する検査法を下の語群から選び、ア～クの記号で答えなさい。

【語群】	ア WISC-IV	イ S-M社会生活能力検査 第3版	ウ KABC-II	エ DAM
	オ LDI-R	カ 田中ビネー式知能検査V	キ PEP-3	ク MEPA-R

(2) 次の各文は、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）の一部である。これに即して、(①)～(③)に当てはまる障がい種を書きなさい。

(①)とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。(①)の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。

(②)とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

(③)とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

(3) 次の①～③の文は、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）の一部である。これに即して、それぞれの障がい、もしくは、疾患の名称を下の語群から選び、ア～クの記号で答えなさい。

- ① 血液の製造所である骨髄で異常な未熟白血球が増殖し、その浸潤により、正常造血機能の抑制を来す病気である。
- ② 全身の結合組織疾患であり、骨、歯、皮膚、靭帯（じんたい）、腱、筋膜、眼の強膜などに弱さがみられる。最も目立つのが骨膜性の化骨障害による骨の脆弱（ぜいじゃく）で、繰り返し骨折し、骨が変形することもある。
- ③ 一般に、発声器官等に明らかな器質的・機能的な障害はないが、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態である。

【語群】	ア 選択性かん黙	イ 血友病	ウ ペルテス病	エ 白血病
	オ 骨形成不全症	カ 発達性構音障害	キ 慢性糸球体腎炎	ク 機能的側弯症

(特別 5)

〔問6〕 以下の問いに答えなさい。

(1) 下の【年表】は、日本における近年の特別支援教育に関する動向である。

- ① 年表中の (a) ~ (e) に当てはまる事柄を下の語群から選び、ア～オの記号で答えなさい。
- ② 年表中の **A** に当てはまる条約名を書きなさい。

【年表】

平成19年	4月	(a)
平成19年	9月	A 署名
平成24年	7月	中央教育審議会初等中等教育分科会報告 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』
平成25年	9月	(b)
平成26年	1月	A 批准
平成28年	4月	(c)
平成28年	6月	改正児童福祉法 施行 (医療的ケア児の支援に関する保健, 医療, 福祉, 教育等関係機関の連携の一層の推進)
平成28年	8月	(d)
平成29年	4月	特別支援学校幼稚部教育要領, 小学部・中学部学習指導要領 公示
平成30年	4月	(e)
平成31年	2月	特別支援学校高等部学習指導要領 公示

【語群】

- ア 改正発達障害者支援法施行 (個別の教育支援計画の作成, 個別の指導に関する計画の作成の推進など)
- イ 学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行 (認定就学制度の廃止など)
- ウ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行 (高等学校等における通級による指導の制度化)
- エ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行 (盲・聾・養護学校を特別支援学校に改めるなど)
- オ 障害者差別解消法施行 (合理的配慮提供の法的義務など)

(2) 紙の教科書を用いて学習する際に①～③のような困難さがある子どもに対し、その困難さを補うための学習者用デジタル教科書を活用した効果的な学習方法を1つ、例にならって記述しなさい。なお、解答は解答用紙に記入すること。